



消費生活だより

令和7年6月号



こんにちは 岡山市消費生活センターです！
梅雨明けが待ち遠しい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、購入した回数券が消費者の事情により使用できなくなったため払い戻ししようとしたところ、受け付けてもらえなかった事例について紹介します。回数券は慎重に検討してから購入しましょう。

【事例】

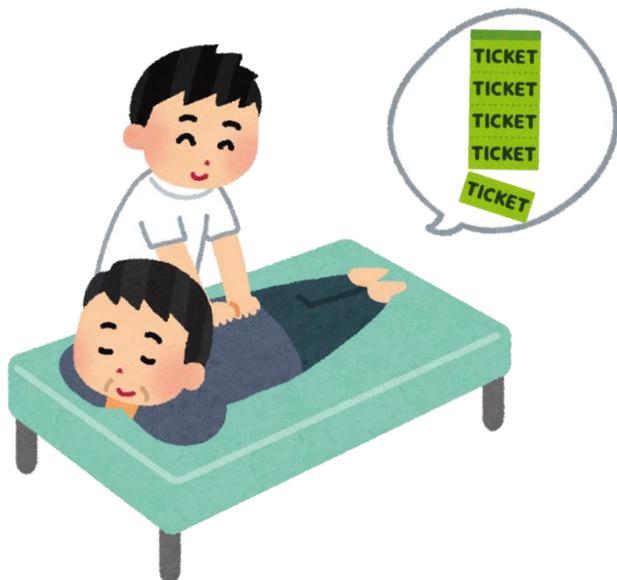
マッサージ店で、一回当たりの施術料金がお得な回数券を購入した。

何回かは利用したが、途中で引っ越さなければならなくなり、マッサージ店に通えなくなった。未使用の回数券の払い戻しを依頼したが、購入時にも説明したとおり、規約に基づき払い戻しはできないと言われてしまった。

払い戻しできない？
回数券の購入は慎重に！

【ひとことアドバイス】

- ★マッサージ店やスポーツジム等で割安な回数券を購入したところ、未使用分を払い戻してもらえなかったという相談が寄せられています。
- ★回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた規約に従うことになるため、払い戻しができない場合が多くあります。購入前にしっかりと規約を確認し、納得してから購入するようにしましょう。
- ★回数券を有効期間内に使いきれれるかどうか、よく考えてから購入することも大切です。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

